

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、総人口が減少を続けている一方、65歳以上の高齢者人口は増加し続けており、平成29年4月1日現在の高齢者人口は、3,489万人を超え、総人口に占める高齢者割合（高齢化率）は27.6%となり、国民の約4人に1人が65歳以上の高齢者という「超高齢社会^(注1)」となっています。

本市においても、平成29年9月末現在の高齢者人口は、122,946人、高齢化率は25.6%となっており、将来推計人口によると、高齢者人口は増え続けて行くことが予想されていることから、高齢化率の上昇とともに、認知症高齢者や、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯が増加することも想定されます。

そのため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を着実に進め、認知症などになっても本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けることができるための体制整備が必要となります。

また、高齢者のみならず、障がい者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的支援が分野を超えて包括的に対応する、「地域共生社会」の実現に向けた取組みを推進することも求められています。

このようなことから、本市では、団塊の世代^(注2)が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを円滑に提供するために、平成30年度から平成32年度の3か年を対象とする「大分市高齢者福祉計画及び第7期大分市介護保険事業計画」を策定します。

2. 計画策定の根拠

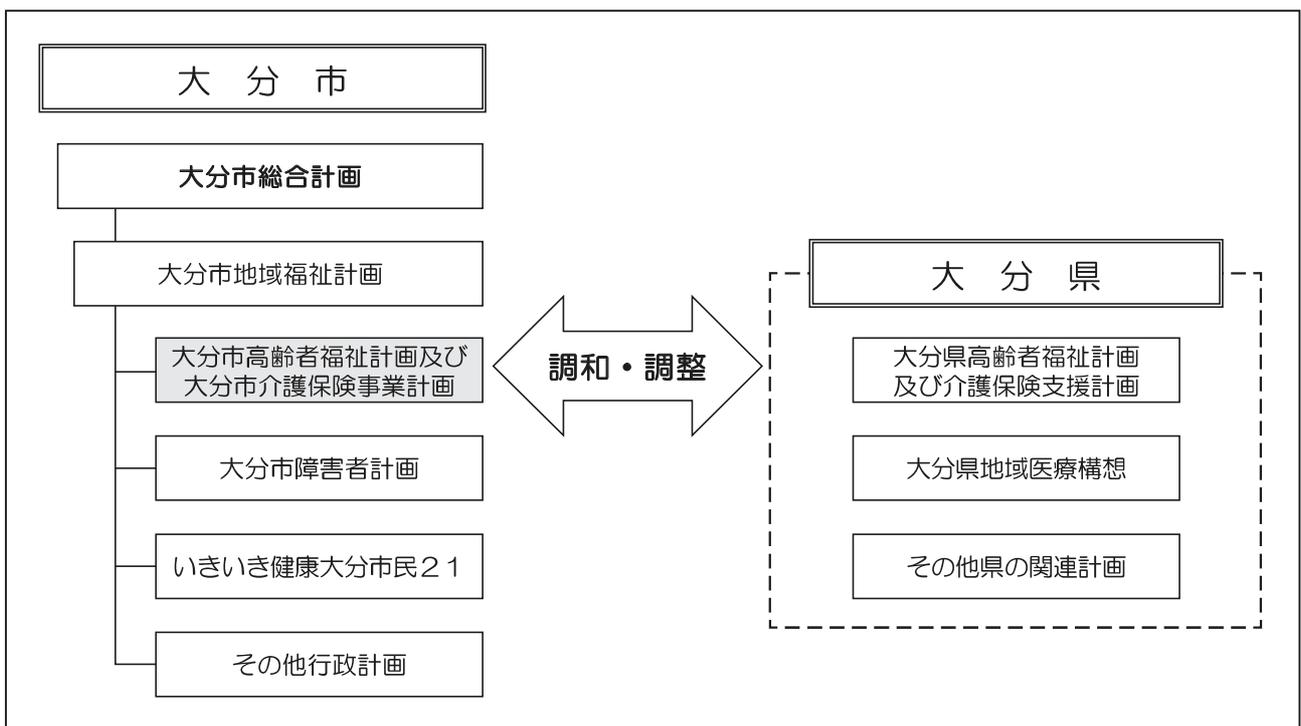
高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づき老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として策定します。

介護保険事業計画は、介護保険法第116条に規定する介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に則して、同法第117条に基づき介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として策定します。

3. 計画の位置づけ

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、本市のめざすまちの姿（都市像）とそれを実現するための基本的な政策について定めた上位計画である大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」との整合性を図ったうえで策定します。

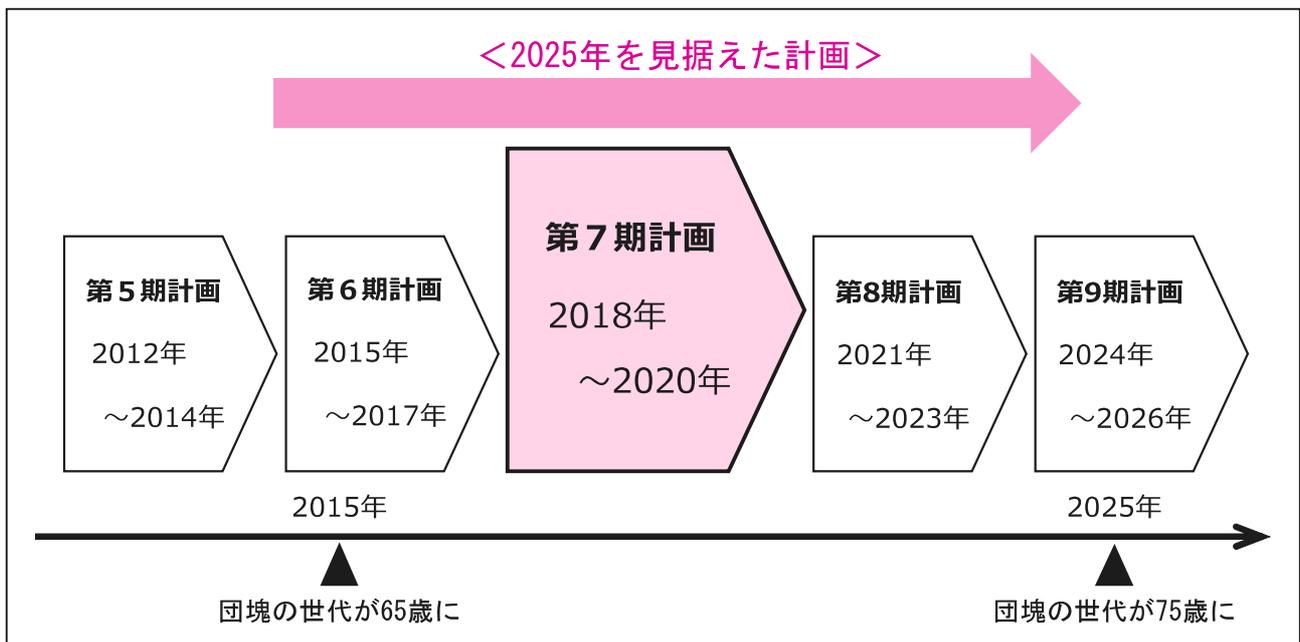
また、大分市地域福祉計画、大分市障害者計画、いきいき健康大分市民21など各種の保健福祉関連計画との調和を図るとともに、相互に補完しながら、目的や実施方法においても、実効性のある計画とします。



4. 第7期計画の期間

本計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、第5期で開始した地域包括ケアシステム実現のための方向性を継承し、様々な取り組みを本格化していくものとしています。

計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。



5. 計画策定及び進行管理のための体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、市民の代表者、介護サービス事業者等の代表者、行政機関代表者、さらに一般公募委員2名を加えた合計25名で構成される「大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画策定委員会」を設置し、幅広い意見を聞きながら、平成29年5月から7回の審議を経て策定しました。

また、同委員会は、本計画が計画期間内に十分な成果を上げられるよう計画の進捗状況を検証していきます。

